

見附市教育委員会告示第 19 号

見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 28 日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱

見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱（平成 23 年見附市教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号ウ中「1 年」を「6 か月」に改め、同号ウ後段を削る。

第 4 条第 14 号、第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条から第 9 条までの規定中「市長」を「教育長」に改める。

附則中第 1 項の見出し及び同項の項番号を削る。

附則中第 2 項から第 4 項までを削る。

別表中「平成 30 年 4 月 1 日から」を「令和 2 年度以前に」に、「36 月」を「48 月」に改め、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合において、」を削り、「月額 140,000 円」の次に、「（平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始した者は月額 141,000 円）」を加える。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中、「見附市長」を「見附市教育委員会教育長」に改める。

別記第 3 号様式中、「見附市長」を「見附市教育委員会教育長」に、「市長」を「教育長」に改める。

別記第 4 号様式から別記第 7 号様式まで及び別記第 8 号様式中、「見附市長」を「見附市教育委員会教育長」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。